

政令第百五号

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項第三号中「ニ」を「ホ」に改める。

第四条の七第一項第四号中「（指定をしないことができる場合）」を削り、「又は無申告加算税」を「
、無申告加算税又は重加算税」に改める。

第四条の十二第七項中「（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）」及び「この項において」を削り、同項の表中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第五条第二項」を「第四条第三項、第五条第二項」に、「承認済国税関係帳簿書類に」を「国税関係帳簿書類に」に、「承認済関係帳簿書類に」を「関税関係帳簿書類に」に改め、同表第六条第一項の項の次に次のように加える。

第七条第一項

国税関係帳簿書類（

関税関係帳簿書類（

第四条の十二第七項の表第九条の項を削り、同表に次のように加える。

第十一条第三項第一号

又は

若しくは

第四条の十三の見出しを「（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）」に改め、同条中「（申告の特例の適用をやめる旨の届出）」を「（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）」に改める。

第六条第一項中「（賦課決定通知書）」を削り、同条第二項中「（賦課決定）」を削り、「又は無申告加算税」を「、無申告加算税又は重加算税」に改め、同条第三項及び第四項中「（再決定）」を削り、同条第五項中「（口頭による賦課決定の通知）」及び「一時入国者の携帯品の」を削る。

第九条の二中「過少申告加算税」の下に「（法第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条の三を第九条の五とし、第九条の二の次に次の二条を加える。

（加重された過少申告加算税が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税）

第九条の三 法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

第九条の四 法第十二条の四第一項（重加算税）に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみ

に基づいて法第十二条の三第一項各号（無申告加算税）のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第十二条第一項中「（外国貿易船の入港の手續）」を「（入港手續）」に改め、同項第四号及び第五号中「、性別」を削る。

第十六条の二を次のように改める。

（外国貿易船等の入出港の簡易手續）

第十六条の二 法第十八条第一項（入出港の簡易手續）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者を下船させた後直ちに
出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに
出港する場合

2 法第十八条第一項ただし書の規定により提出すべき入港届には、第十二条第一項第一号に定める事項

を記載しなければならない。

3 第一項の規定は、法第十八条第二項に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「外国貿易船」とあるのは「外国貿易機」と、「下船」とあるのは「降機」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第二項ただし書の規定による届出は、書面でしなければならない。

第二十一条の二第一項中「第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）」を「第二十三条第一項前段（船用品又は機用品の積込み等）」に、「税関（税関が設置されていない場所においては税関職員。以下第二十一条の五までにおいて同じ。）」を「税関長」に改め、同条第二項中「（内国貨物である船用品又は機用品の積込み）」を削る。

第二十一条の六を第二十一条の七とし、第二十一条の五の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）」を「（船用品又は機用品の積込み等）」に改め、「（積込みの期間の指定）」を削り、「添附して」を「添付して」に、「承認をした税関」を「承認をした税関長」に改め、同条第二項中「添附して」を「添付して」に、「税関」を「税関長」に改

め、同条第三項中「（関税を徴収されない場合）」及び「税関の」を削り、同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の四中「第二十三条第五項（積込みの事実の証明）」を「第二十三条第五項本文（船用品又は機用品の積込み等）」に改め、「とし、同項に規定する税関は、当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第二十三条第五項ただし書の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。

第二十一条の四を第二十一条の五とする。

第二十一条の三中「（積込みの期間の延長）」を「（船用品又は機用品の積込み等）」に、「前条第一項各号」を「第二十一条の二第一項各号」に、「税関」を「税関長」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等）

第二十一条の三 法第二十三条第一項後段（船用品又は機用品の積込み等）に規定する承認を受けようと

する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 積み込むことを予定している船用品又は機用品の記号、番号、品名並びに数量及び価格

二 当該船用品又は機用品を積み込もうとする船舶及び航空機の所有者又は管理者の氏名又は名称、国籍及び種類

三 当該船用品又は機用品の積み込みの期間、方法及び場所

2 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める船用品は積み込もうとする船舶において使用する燃料とし、同項後段に規定する機用品は積み込もうとする航空機において使用する機用品とする。

3 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める期間は、一年とする。

第三十四条の二中「第三十条の二に規定する者の所有に係る」を削る。

第八十三条第六項中「第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）」を「第九十四条第三項」に改め、「輸入者」の下に「又は輸出者」を加え、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この項において「電子帳簿保存法」という。）」を「電子帳簿保存法」に改め、同項の表中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第五

条第二項」を「第四条第三項、第五条第二項」に、「承認済国税関係帳簿書類」を「国税関係帳簿書類」に、「承認済関税関係帳簿書類」を「関税関係帳簿書類」に改め、同表第六条第一項の項の次に次のように加える。

第七条第一項

国税関係帳簿書類（

関税関係帳簿書類（

第八十三条第六項の表第九条の項を削り、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 輸出者は、第二項において準用する第一項の帳簿（以下この項において単に「帳簿」という。）及び第四項の書類（第五項の規定により帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。）を整理し、輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は輸出者の住所地に保存しなければならない。

第八十三条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の帳簿に」を「第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の帳簿に」に改

め、「一部が」の下に「第三項若しくは」を、「輸入」の下に「若しくは輸出」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「について、」を「について」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類は、仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類とする。

第八十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。）を業として輸出する者（第八項及び第九項において「輸出者」という。）について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第九十四条第二項（帳簿の備付け等）において準用する同条第一項」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

第八十五条中「（税関事務管理人を定めることを要しない手続）」を「（税関事務管理人）」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 関税暫定措置法第十条の四第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の規定に基づく手続

第八十七条の次に次の一条を加える。

（臨時開庁手数料の軽減の手続等）

第八十七条の二 法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定による届出（以下この条において「区域の届出」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。この場合においては、同項第二号に規定する財務大臣の定める場合に該当する旨を記載した書面を添付しなければならない。

一 当該区域の届出に係る区域（以下この条において「届出区域」という。）の名称及び所在地

二 届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設であつて主要なもの
の名称及び所在地

三 届出区域が次項第一号に該当する場合にあつては、同号に規定するいずれかの年及びその年における法第九十八条第一項（臨時開庁）の承認（以下この条において「臨時開庁承認」という。）の回数

四 届出区域が次項第二号に該当する場合にあつては、同号に規定するいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数

五 その他参考となるべき事項

2 法第百一条第五項第一号に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数。次号において同じ。）が、区域の届出の日の属する年又はその年の前年までの過去三年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上ある場合

二 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数が、当該届出区域が法第百一条第五項第二号に規定する財務大臣の定める場合に該当することその他の事情を勘案して、区域の届出の日の属する年又はその年の翌年以後五年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上あることが見込まれる場合

3 税関長は、第一項の届出書を受理したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第九十二条第一項中「(包括の納期限の延長)」を「(納期限の延長)」に改め、同項第一号イ中「(申告の特例の適用をやめる旨の届出)」を「(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)」に、「指定及び取消し」を「指定又は取消し」に改め、「指定保税地域の処分等」の規定の下に、「法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定」を加え、「の公告等」を削り、「(保税工場)」を「(保税蔵置場)についての規定の準用)」に、「(保税展示場)」を「(保税蔵置場及び保税工場)についての規定の準用)」に、「(総合保税地域)」を「(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」に、「(指定保税工場の指定)」を「(指定保税工場の簡易手続)」に改め、同項第二号イ中「(申告の特例の適用をやめる旨の届出)」を削り、同号ロ中「(保税工場)」及び「(総合保税地域)」を削り、同条第三項第二号中「(保税工場)」を削る。

別表第一中「一福	井＝敦	賀＝	「一福	井＝敦	賀＝
		を	福	福	
			井	井	
			福	敦	
			井	賀	
			」	」	
			に改め、	」一山	ロ＝山

ロ」を削る。

(関稅定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十五及び第五十四条の十七中「及び過少申告加算税」を「過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）」に改める。

第六十一条の三第一項中「（認定手続）」を「（輸入禁制品）」に改め、「貨物（以下この条）の下に「第六十一条の九の二第一項第一号及び第二項並びに第六十一条の十一の二」を加え、「第二十一条第一項第五号（特許権等侵害物品）」を「第二十一条第一項第九号」に改め、同条第二項中「（認定結果の通知）」を削り、同条第三項中「（権利者等の氏名等の通知）」を削り、同項第五号及び同条第四項第三号中「第二十一条第一項第五号」を「第二十一条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第二十一条第一項第五号」を「第二十一条第一項第九号」に改め、「（輸入禁制品の没収等）」を削り、同項第五号中「第二号」を「第三号」に改め、同条第五項中「（生産者の氏名等の通知）」を削る。

第六十一条の九の次に次の三条を加える。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十一条の九の二 法第二十一条の三の二第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十一条の三第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十一条の三第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

2 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる

旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第二十一条の三の二第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第二十一条の三の二第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）

第六十一条の九の三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の三の二第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第二十一条の三第一項（申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十一条の八の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六

項に規定する権利の実行の手続について、第六十一条の九第一項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第五号の承認を受けようとする者について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条の六第一項並びに第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十一条の六第一項	法第二十一条の三第三項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第三項
第六十一条の七第一項及び第二	法第二十一条の三第五項	法第二十一条の三の二第五項に

項		<p>において準用する法第二十一条の三第五項</p>
<p>第六十一条の七第一項第一号及び第四項</p>	<p>法第二十一条の三第一項</p>	<p>法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項</p>
<p>第六十一条の九第一項</p>	<p>同条第五項</p>	<p>法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第五項</p>

(見本の検査への立会申請手続)

第六十一条の九の四 法第二十一条の三の二第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十一条の九の二第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第二十一条の三の

二第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

第六十一条の十一の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣に対する意見の求めの手續）

第六十一条の十一の二 税関長は、法第二十一条の四の二第一項（育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手續における農林水産大臣に対する意見の求め）の規定により農林水産大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第一号中「五十六円」を「五十八円」に、「百六十五円」を「百六十二円」に、「百七十二円」を「百七十円」に、「八十三円」を「八十六円」に改め、同表第二号中「四十二円」を「四十四円」に改め、同表第三号中「六十円」を「六十二円」に改め、同表第四号中「五十一円」を「五十三

円」に改め、同表第五号中「九十二円」を「九十四円」に、「九十四円」を「九十六円」に改め、同表第六号中「五十四円」を「五十六円」に改め、同表第七号中「六十五円」を「六十七円」に改め、同表第九号中「百九十円」を「百八十七円」に改め、同表第十号中「九十七円」を「百円」に改め、同表第十一号及び第十二号中「六十四円」を「六十六円」に改め、同表第十三号中「百九十円」を「百八十七円」に改める。

第三十八条第一項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改める。

第四十四条に次の二項を加える。

7 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第三九・一六項、第三九・二一項、第三九二六・三〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる

物品

二 関税率表第四一・〇七項、第四一・一二項、第四一・一三・一〇号又は第四一・一三・二〇号に掲げる

物品

三 関税率表第四二・〇五項に掲げる物品

- 四 関税率表第四九〇八・九〇号又は第四九一一・九九号に掲げる物品
- 五 関税率表第五四・〇一項、第五四・〇七項又は第五四・〇八項に掲げる物品
- 六 関税率表第五五・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品
- 七 関税率表第五六類に掲げる物品
- 八 関税率表第五八・〇六項、第五八・〇七項又は第五八・一〇項に掲げる物品
- 九 関税率表第五九・〇三項に掲げる物品
- 十 関税率表第六〇・〇一項又は第六〇・〇五項に掲げる物品
- 十一 関税率表第六三〇七・九〇号に掲げる物品
- 十二 関税率表第八三〇二・三〇号に掲げる物品
- 十三 関税率表第八七〇八・九九号に掲げる物品
- 十四 関税率表第九六・〇七項に掲げる物品

8 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

- 一 原材料貨物をなめすこと。

二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること。

第四十九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 別表第一の第一三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一六号に掲げる物品、別表第

一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）、別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関

税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六〇五

・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもの）、気密容器入りのもの以外のものに限る。）、第二八二四・一〇号に掲げる物品、第六九一二・〇〇号に掲

げる物品及び第九四〇四・九〇号に掲げる物品並びに別表第一の第一四〇号に掲げる国を原産地とす

る関税率表第二八三九・一九号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(国税犯則取締法施行規則の一部改正)

第四条 国税犯則取締法施行規則(明治三十三年勅令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「課税貨物」を「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第四十七条第二項ニ規定スル課税貨物」に改める。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第五条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項中「同条第一項第五号」を「同条第一項第九号」に改める。

(税関関係手数料令の一部改正)

第六条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 税関長は、法第百一条第五項の規定により地方公共団体が届け出た区域に所在する保税地域(法第三

十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁承認を受ける者が法第百条第四号の規定により納付すべき手数料については、第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「手続」の下に「又は第二十一条の三第一項（一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等）」を加え、同条第二項中「第二十一条の四」を「第二十一条の五第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の三」を「第二十一条の四」に、「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に、「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税（国税通則法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）の規定によるものに限る。次号、第十九条第二項各号、第二十三条の二及び第二十八条において同じ。）」に改め、同項第二号中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税

及び重加算税」に改める。

第十九条第二項各号、第十九条の二、第二十三条の二及び第二十三条の三中「及び無申告加算税」を「
、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十六条の六及び第二十六条の八中「及び過少申告加算税」を「、過少申告加算税及び重加算税（国
税通則法第六十八条第一項（重加算税）の規定によるものに限る。）」に改める。

第二十八条中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十八条の三第一項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第二項
中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に、「課されるべき」を「について課される
べき」に改め、同条第三項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十九条の二の見出しを「（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算）」に改め、同条中「第
十九条」を「第十九条第一項又は第二項」に、「引取り前における修正申告等の特例」を「引取りに係る
課税物品についての申告、納税等の特例」に改め、「に係る納付」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第十九条第三項の規定の適用がある場合における国税通則法施行令第二十八条（重加算税を課さな

い部分の税額の計算)の規定の適用については、同条第一項中「法第三十五条第二項(修正申告等による納付)」とあるのは「法第三十五条第二項(修正申告等による納付)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)若しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取り)」と、同条第二項中「法第十八条第二項(期限後申告)」に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」と、
「申告又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」とする。

(関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令の一部改正)

第八條 關稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中「カンボジア」を削る。

(關稅割當制度に関する政令の一部改正)

第九條 關稅割當制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・三〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇

三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二二〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に、「五四、二〇〇トン」を「六一、一〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成一六年一〇月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「六八、二〇〇トン」を「二八、一〇〇トン」に改め

る。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成一六年一〇月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、〇一八、六〇〇トン」を「二、二四一、一〇〇トン」に、「一四九、七〇〇トン」を「一四五、八〇〇トン」に、「二八、六〇〇トン」を「二四、六〇〇トン」に、「九四、七〇〇トン」を「九七、七〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成一六年一〇月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五八、三〇〇トン」を「三一〇、三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成一六年一〇月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七九、二〇〇トン」を「八四、二〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・一〇号及び第一二〇二・二〇号の項並びに第一二二二・九九号の項中「平成一六年四

月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に、「一三、〇〇〇トン」を「一二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に、「一九、〇〇〇トン」を「一八、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に、「三六、五〇〇トン」を「三八、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に、「五〇、七〇〇トン」を「五〇、九〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号

、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・三〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」を「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」に改める。

（通関業法施行令の一部改正）

第十条 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「海南省 海草郡下津町」を「海南省」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の五第一項

第三号の改正規定、同令第四条の七第一項第四号の改正規定、同令第六条第二項（「又は無申告加算税」

を「、無申告加算税又は重加算税」に改める部分に限る。）の改正規定、同令第九条の三を同令第九条の五とし、同令第九条の二の次に二条を加える改正規定、同令第八十三条第六項の改正規定（「第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）」を「第九十四条第三項」に改める部分及び「輸入者」の下に「又は輸出者」を加える部分に限る。）、同項を同条第九項とする改正規定、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同項の次に一項を加える改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定、第二条中関税率法施行令第五十四条の十五及び第五十四条の十七の改正規定、第四条の規定並びに第七条の規定（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第三条の規定は同年十月一日から、第一条中関税法施行令第十二条第一項第四号及び第五号の改正規定は同年十一月一日から施行する。

（関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項に規定する石油化学製品の原料とし

て平成十七年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

(国税犯則取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 関税率法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十二号)附則第一条第一号に定める日前にした行為及び同法附則第十一条各号に掲げる課税貨物に関して同日以後にした行為に係る消費税に関する犯則事件については、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一項中「場合を含む。」の下に「又は第二十一条の三第一項」を加える。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第五条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別表中「第七条」を「第六条」に改め、同表第一号中「第五条」を「第四条」に改める。